(参考2) 生物多様性国家戦略の見直しに関する経緯について

生物多様性条約の採択 (平成4年5月)

平成5年12月発効

締約国:190ヵ国

↓

生物多様性国家戦略の決定 (平成7年10月)

環境基本計画の改定
(平成12年12月)

環境省発足
(平成13年1月)

関係省庁の施策の動向
・河川法改正 (H9)
・海岸法改正 (H11)
・食料・農業・農村基本法の成立 (H11)
・港湾法改正 (H12)
・森林・林業基本法の成立 (H13)

新・生物多様性国家戦略の決定 (平成14年3月)

自然再生推進法制定
自然公園法改正
鳥獣保護法改正
(平成14年)

カルタヘナ法制定
(平成15年)

外来生物法制定
文化財保護法改正
景観法制定
(平成16年)

国土総合開発法改正(国土形成計画法)(平成17

第3次環境基本計画
閣議決定 (平成18年4月)

鳥獣保護法改正
(平成18年6月)

第1回点検(平成15年度)

第2回点検(平成16年度)

第3回点検(平成17年度)

第4回点検(平成18年度)

第三次生物多様性国家戦略の決定 (平成19年秋頃)